

大阪市水道局内部統制基本規程

制 定 平成26年10月31日大阪市水道事業管理規程第24号

最近改正 平成30年 5月25日大阪市水道事業管理規程第13号

(目的)

第1条 この規程は、大阪市水道局（以下「局」という。）における内部統制に関し基本となる事項を定めることにより、局の業務の有効性及び効率性を確保するとともに、法令等を遵守した適正な業務執行を組織的かつ自律的に推進し、もって局の所管する事業に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「内部統制」とは、業務執行上のリスク（適正な業務を阻害する危険（業務遂行上のものに限る。）であって、事前に発生を予想し得るものをいう。）を低減することを目的とするプロセスで、次に掲げる目的が達成されているとの合理的な保証を得るため、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって組織的かつ自律的に遂行されるものをいう。

- (1) 業務の有効性及び効率性の確保
- (2) 財務報告の信頼性の確保
- (3) 法令等の遵守
- (4) 資産の保全

2 この規程において「課等」とは、大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第1条第1項に掲げる課並びに同規程別表第1に掲げる水道センター、浄水場、施設保全センター及び水質試験所をいう。

(水道事業等内部統制責任者等)

第3条 局における内部統制の円滑な実施を図るため、局に水道事業等内部統制責任者（以下「責任者」という。）及び副内部統制責任者（以下「副責任者」という。）を置く。

2 責任者は大阪市水道局長（以下「局長」という。）をもって充て、副責任者は理事をもって充てる。

3 副責任者は、責任者を補佐し、責任者に事故があるとき又は責任者が欠けたときは、あらかじめ責任者の定める順位により、その職務を代行する。

(分任内部統制責任者等)

第4条 内部統制の円滑な実施を図るため、分任内部統制責任者及び内部統制総括員を置く。

2 分任内部統制責任者は部長（担当部長及び事務分掌規程第2条第3項に規定する契約事務を所管する副理事を含む。）をもって充て、内部統制総括員は法務監査担当課長をもって充てる。

3 分任内部統制責任者は、責任者及び副責任者の命を受けて、自らの所管事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。

4 内部統制総括員は、責任者及び副責任者の命を受けて、局における内部統制に関する事務の総合調整を行わなければならない。

(内部統制員)

第5条 分任内部統制責任者の所掌事務を分掌させるため、課等に内部統制員を置く。

2 内部統制員は、責任者、副責任者及び分任内部統制責任者の指揮監督の下にある課長等（課等の長、担当課長及び事務分掌規程第2条第5項に規定する契約事務を所管する参事をいう。）をもって充てる。

3 内部統制員は、責任者、副責任者及び分任内部統制責任者の命を受けて、自らの所管事務に係る内部統制に関する事務を処理しなければならない。

4 内部統制員は、第2条に規定する業務執行上のリスクに対する具体的取組みを推進するため、その所管する事務に関して、別に定めるところにより課等に業務監察会議を設置しなければならない。

(内部統制連絡会議)

第6条 局における内部統制に関する連絡調整及び情報共有を図るため、大阪市水道局内部統制連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

2 連絡会議は、責任者、副責任者、分任内部統制責任者及び内部統制総括員並びに内部統制員のうち総務部総務課長の職にある者及び工務部計画課長の職にある者で組織する。

3 連絡会議は、責任者が招集し、主宰する。

4 連絡会議は、議事に関係ある者のみを招集して行うことができる。

5 連絡会議は、必要があるときは第2項に掲げる者以外の者を招集して行うことができる。

6 連絡会議は、原則として1年に1回以上開催するものとする。

7 連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(統括リスク管理会議)

第7条 内部統制に関する特に重要な事項に迅速かつ機動的に対応するため、連絡会議に統括リスク管理会議を置く。

2 統括リスク管理会議の組織その他必要な事項は、局長が別に定める。

(タスクフォース)

第8条 責任者は、速やかに対応しなければ市民等への被害が増大する事象その他局の事業の適正な執行に重大な影響を及ぼし、若しくはその可能性を有する事象が発生したとき又はリスクを低減するための予防的対策を講じる必要があると特に認められるとき、連絡会議に当該事象の調査分析、是正、再発、予防的対策その他の必要な措置の策定及び実施等を迅速に行うための専門的な組織(以下「タスクフォース」という。)を置くことがある。

2 タスクフォースの組織その他必要な事項は、局長が別に定める。

(実施状況の公表)

第9条 責任者は、少なくとも毎年度1回、内部統制の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(施行の細目)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成28年4月28日大阪市水道事業管理規程第18号)

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

附 則(平成30年5月25日大阪市水道事業管理規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。